

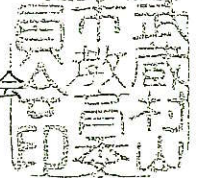


武蔵村山市教育委員会告示第 14 号

武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年武蔵村山市条例第20号）第5条第1項の規定により次のとおり指定管理者の指定をしたので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年12月21日

武蔵村山市教育委員会



- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 武蔵村山市総合体育館
武蔵村山市岸三丁目45番地の6
 - (2) 野山北公園プール
武蔵村山市本町五丁目31番地の1
 - (3) 総合運動公園運動場
武蔵村山市岸三丁目45番地の6
 - (4) 野山北公園運動場
武蔵村山市本町五丁目31番地の1
 - (5) 雷塚公園野球場
武蔵村山市学園四丁目4番地
 - (6) 大南公園野球場
武蔵村山市緑が丘2, 542番地
 - (7) 雷塚公園庭球場
武蔵村山市学園四丁目4番地
 - (8) 大南公園庭球場
武蔵村山市緑が丘2, 542番地
 - (9) 三ツ木庭球場
武蔵村山市三ツ木一丁目20番地の9

- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者
フクシ・オーエンス共同事業体
東京都江東区大島一丁目9番8号
株式会社フクシ・エンタープライズ
代表取締役 福士 朝尋

- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで